

千葉市出産前妊婦新型コロナウイルス検査のご案内

千葉市内の産婦人科で出産予定の方で、強い不安を抱える妊婦、または基礎疾患を有する妊婦の方が希望する場合、出産前に新型コロナウイルスの検査が公費で受けられます。

！！まず初めに注意点をご確認ください！！

新型コロナウイルスの検査受検にあたってご留意いただきたいこと



【検査について】

- (1) 本検査は、発熱等の感染を疑う症状がなく、強い不安を抱える妊婦、または基礎疾患を有する妊婦を対象とし、ご本人が希望する場合に任意で行われるものです。
- (2) 検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。

【検査の結果が陽性となった場合について】

- (1) 症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となります。
- (2) 症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。その場合、分娩費用が高額になることや、分娩方法等が変更される（帝王切開や計画分娩）可能性があります。
- (3) 症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限されます。また、分娩後の一定期間母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳したりできない）となる可能性があります。
- (4) 希望により、退院後において自治体が提供する、助産師・保健師等による継続的な健康支援や、育児支援などのケアを受けることができます。そのため、本検査結果等につきましては、住民票のある自治体に提供させていただく場合があります。

【お問い合わせ先】

千葉市役所保健福祉局

健康福祉部健康支援課

TEL：043-238-9925

FAX：043-238-9946

Mail：shien.boshi@city.chiba.lg.jp

（裏面へ）

1 対象者（以下全てに該当する方）

（1）千葉市内の産婦人科で出産予定の妊婦

（2）概ね36週以降の妊婦で、強い不安を抱え検査を希望している無症状の妊婦、
または基礎疾患（※）を有する妊婦で検査を希望している無症状の妊婦

※基礎疾患とは、慢性閉塞性肺炎、慢性腎疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症などをいいます。

（3）今回の妊娠中に、本市での本事業及び他の自治体を実施する同様の事業の費用助成を受けていない妊婦（検査の費用助成を受けることができるのは、1妊娠あたり1回です。）

2 対象検査

保険適用外で実施する、鼻の奥の粘液又は唾液を用いた以下の検査で、令和4年4月1日から
令和5年3月31日までに実施する以下の検査

（1）核酸増幅法検査（RT-PCR法、LAMP法、TMA法など）

（2）抗原定量検査（簡易キットを用いた抗原検査は除く）

3 申請方法

（1）千葉市内の産婦人科で出産する場合

産婦人科で新型コロナウイルスの検査を受けたい希望を伝え、産婦人科に準備してある申込書に必要事項を記入し直接産婦人科へ申し込みをしてください。

産婦人科で検査できますが、日時の指定がある場合もありますので、詳しくは検査を受ける産婦人科へご確認ください。

※一部実施していない産婦人科もあります。

（2）千葉市外（千葉県内）の産婦人科で出産する場合

出産予定の産婦人科に検査の受け方についてお問い合わせください。

（3）千葉県外で対象となる検査を受け、費用を窓口負担された場合

保健福祉センター健康課で償還払いの申請を行うことで、2万円を上限に検査費用を返還します。詳しくは千葉市健康支援課ホームページをご確認ください。



【お問い合わせ先】

千葉市役所保健福祉局

健康福祉部健康支援課

TEL：043-238-9925

FAX：043-238-9946

Mail：shien.boshi@city.chiba.lg.jp